

# 大豊町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

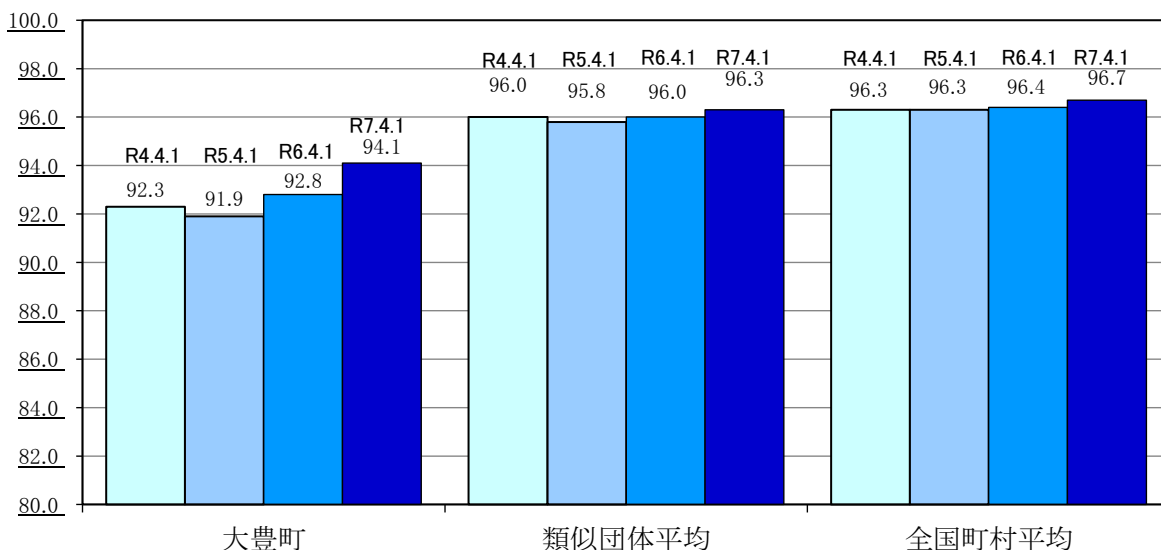
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	2,960人	5,966,918千円	114,408千円	825,314千円	13.83%	13.99%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	80人	285,097千円	47,578千円	115,164千円	447,839千円	5,598千円	5,732千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会は、設置していない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)	
令和7年度	- 円	- 円	- 円 (%)	- %	- %

(参考) 国の改定率
3.62 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和7年度	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月

(参考) 国の年間支給月数
4.65 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(実施時期) 令和7年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)
---

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大豊町	41.7 歳	312,000 円	370,673 円	333,750 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大豊町	23.5 歳	4 人	213,600 円	239,725 円	230,125 円	-	-	-	-
うち学校給食調理員	23.5 歳	4 人	213,600 円	239,725 円	194,375 円	飲食物調理従事者	47.5 歳	230,900 円	1.04
	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円		- 歳	- 円	
高知県	60.1 歳	15 人	259,402 円	285,684 円	265,348 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	49.3 歳	1 人	293,189 円	324,478 円	310,165 円	-	-	-	-

区分	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大豊町	- 円	- 円	-
うち学校給食調理員	3,751,900 円	3,104,000 円	1.21
	- 円	- 円	-
	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大豊町	- 歳	- 円	- 円
高知県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		大豊町	高知県	国
一般行政職	大学卒	213,600 円	225,200 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	199,000 円	181,600 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

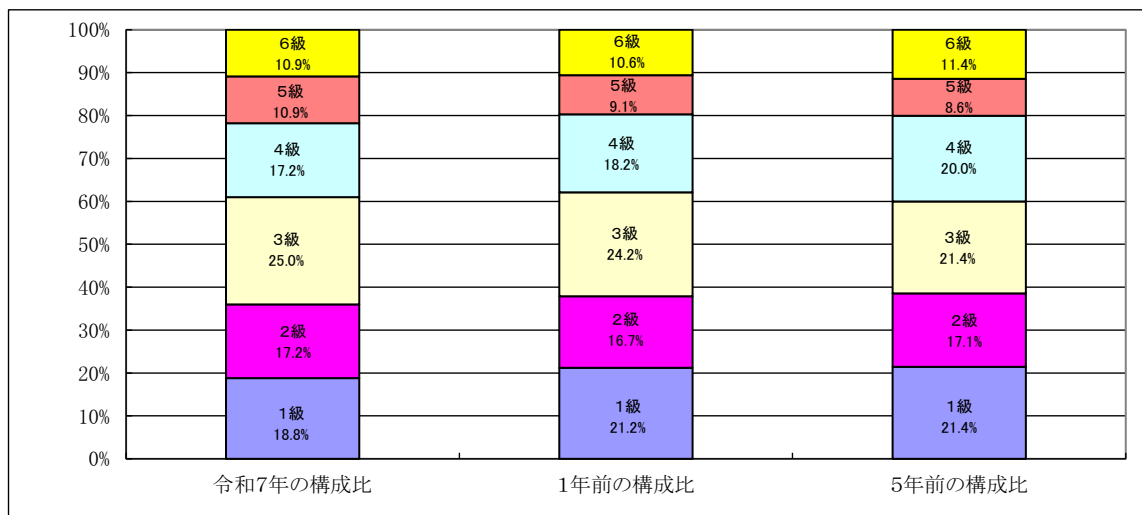
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 <sup>(11年)</sup>	271,800 円	309,800 円	358,100 円	373,000 円
	高校卒 <sup>(12年)</sup>	246,800 円	294,000 円	352,100 円	374,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

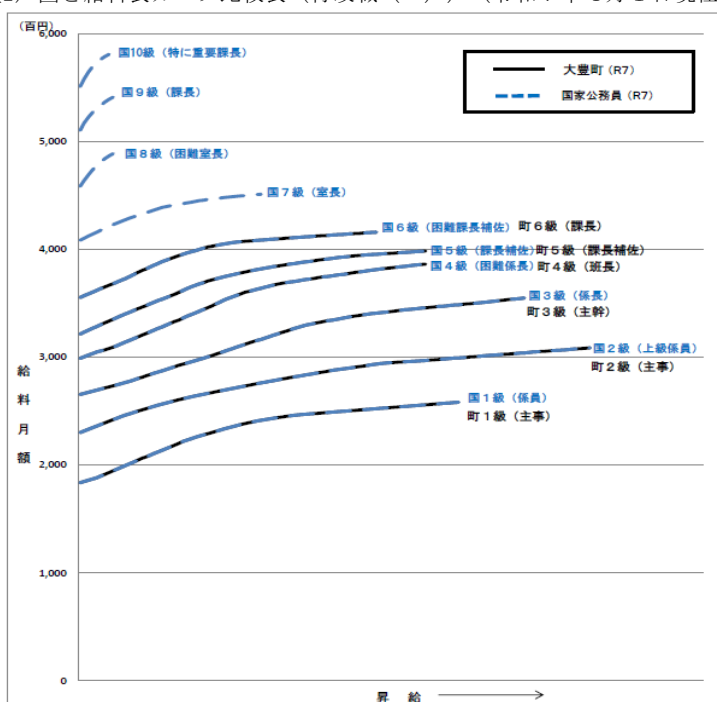
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	・課長、事務局長、教育次長の職務 ・参事の職務 ・会計管理者の職務	7人	10.9%	355,200円	415,700円
5級	・課長補佐の職務 ・副参事の職務 ・調整監の職務	7人	10.9%	321,300円	398,200円
4級	・班長の職務 ・主査の職務 ・企画幹の職務	11人	17.2%	298,800円	386,100円
3級	・主幹の職務 ・主任の職務	16人	25.0%	265,300円	354,700円
2級	・主事(1級を除く。)の職務	11人	17.2%	230,000円	308,500円
1級	・主事(2級を除く。)の職務 ・主事補の職務	12人	18.8%	183,500円	258,100円

- (注) 1 大豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 一般行政職とは、全職員から税務職員、保健師、保育士、技能労務職を除いたもの。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大豊町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大豊町	高知県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,425 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,620 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.95 月分 ( 1.350 )月分 ( 0.975 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大豊町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

大豊町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度 47.709 月分	47.709 月分		最高限度 47.709 月分	47.709 月分	
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	自己都合・応募認定・定年 10,102 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

## (3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	- 人	20 %

## (4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業	感染症の防疫作業	感染症の防疫作業に従事する職員	- 千円	時給100円
災害時等の作業	災害時に特に危険を伴うおそれのある作業に従事、またはその作業の指導監督に当たる職員	従事する職員、また、その作業の指導監督に当たる職員	- 千円	時給120円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	20,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	286 千円
支給実績(令和5年度決算)	24,645 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	352 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者3,000円 ・子 11,500円 ・父母等 6,500円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同		9,516 千円	118,950 円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて、最高28,000円まで支給	同		5,771 千円	72,138 円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃相当額(限度額150,000円) ・自動車等利用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同		9,073 千円	113,413 円
管理職手当	・定額月23,000円	異	国:8～25%	2,185 千円	273,125 円
休日勤務手当	・100分の135	同		205 千円	2,847 円
宿日直手当	・一回4,400円			- 千円	- 円
単身赴任手当	・官署を異にする異動等により自宅からの通勤距離が60km以上となり単身赴任を常況とする職員に対してその距離に応じて30,000円から100,000円まで支給	同		- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料	料	月額		等
			額	額	
報酬	町長	651,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円		
	副町長	576,000円	677,700円 / 481,000円		
	議長	268,000円	400,000円 / 203,000円		
	副議長	214,000円	314,000円 / 130,000円		
	議員	192,000円	290,000円 / 109,000円		
期末手当	市区町村長	(令和6年度支給割合)			
	副町長	3.15月分			
	議長	(令和6年度支給割合)			
	副議長	3.15月分			
	議員				
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	651千円×5×在職年数	13,020千円	任期毎	
		576千円×3×在職年数	6,912千円	任期毎	
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

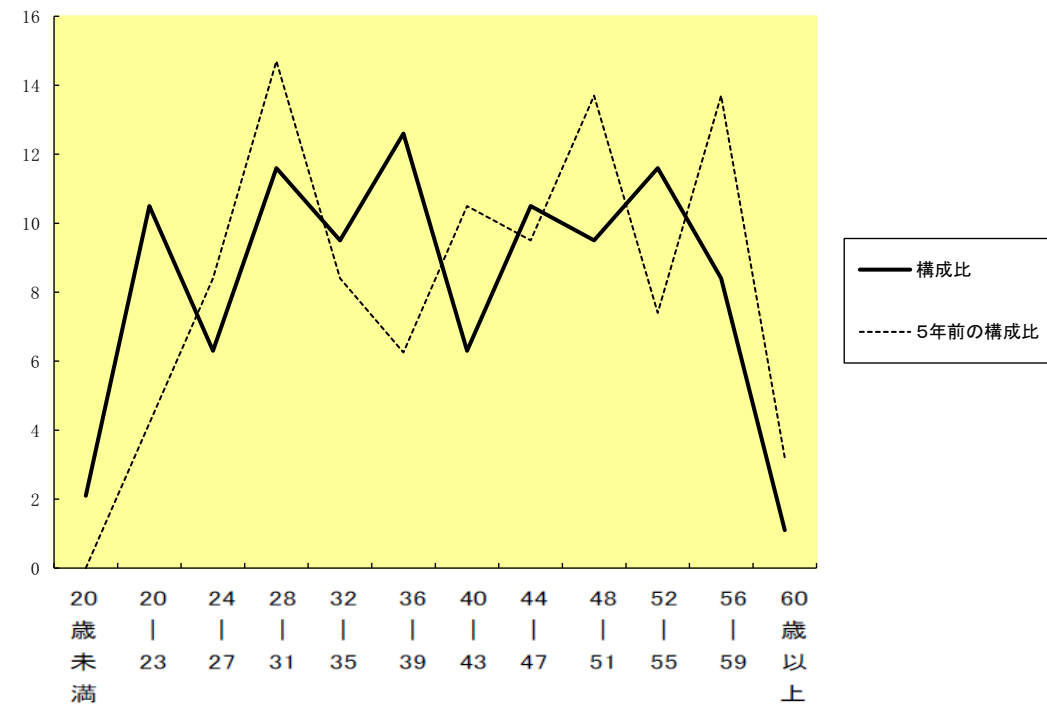
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	外部への派遣期間満了による減(▲1)
		総務	18	18	0	
		税務	5	5	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	3	3	0	
		土木	5	5	0	
		民生	22	21	△1	
衛生	5	5	0			
	計	71	70	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 238.74人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 244.85人)	
	教育部門	9	8	△1	給食業務職員定年による減(▲1)	
	小計	80	78	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 266.03人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.64人)	
公営企業等部門	水道	1	1	0	業務配分見直し(国保会計)による減(▲1)	
	その他	14	13	△1		
	小計	15	14	△1		
合計		95 [ 160 ]	92 [ 160 ]	△3 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 313.78人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	6人	10人	8人	15人	6人	9人	7人	13人	8人	1人	92人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(%)
一般行政	70	70	73	70	71	70	0 (0.0%)
教育	9	8	8	8	9	8	△1 (△11.1%)
普通会計	79	78	81	78	80	78	△1 (△1.3%)
公営企業会計	13	12	13	14	15	14	1 (7.7%)
総合計	92	90	94	92	95	92	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体に当たっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。